

事業概要

補助事業番号 23 2-002

補助事業名 平成 23 年度 こどもが幸せに暮らせる社会を作る活動 補助事業

補助事業者名 社会福祉法人 日本国際社会事業団

1. 補助事業の概要

(1) 事業の目的

最近の日本は少子化であるにもかかわらず、実親の養育放棄により施設等に預けられている児童は 4 万人を超え、また実親の虐待で命を落とす乳幼児は年間 40~50 人と言われている。日本国際社会事業団（ISSJ）では、そうした『子どもを育てられない』と感じている実母へのカウンセリングもおこなっている。そして、過去 60 年にわたる養子縁組支援の経験と、ジュネーブに本部をおく ISS（International Social Service）の国際ネットワークを利用して、どうしても実親による養育が困難と思われる子どもには国際養子縁組という形で恒久的な家庭を提供し、子どもの基本的人権を尊重して、子どもが幸せに暮らせる社会を作るための公益の増進に寄与する。また日本国内の難民、特に未成年の難民や難民申請者に相談援助を実施することで日本国内での難民に対する理解を深め国際化が進む現代社会における福祉の増進に寄与する。

(2) 実施内容

相談援助ケースの種類

日本国際社会事業団は JKA 競輪の補助金を頂いて日本の要保護児童の家庭養護を促進するために 60 年以上にわたって国際養子縁組に取り組んでいる。ここで言う「国際養子縁組」とは親となる者と子となる者の国籍が異なる縁組を指す。血縁関係のない養子縁組では日本人の子どもの委託先を国内に求める場合、国際結婚をした夫妻または在日外国人夫妻が対象となる。日本人の夫妻には外国籍の子どもの委託する。家庭養護を必要としながら日本国内での養護が難しい子どもに国際養子縁組という方法で恒久的な家庭を与えたいと切に望んでいる。またフィリピンやタイなど連れ子養子縁組、血縁関係のある養子縁組などの相談支援も行っている。

今年度の取扱いケースは以下のとおりとなっている。

	連れ子養子縁組			血縁関係のある養子縁組			血縁関係のない養子縁組			合計
	新規オープン			新規オープン			新規オープン			
フィリピン	新規オープン	2	19	新規オープン	6	26	新規オープン	1	5	50
	前年度繰越	17		前年度繰越	20		前年度繰越	4		
タイ	新規オープン	1	15	新規オープン	4	12	新規オープン	0	3	30
	前年度繰越	14		前年度繰越	8		前年度繰越	3		
上記以外	新規オープン	0	0	新規オープン	0	2	新規オープン	23	79	81
	前年度繰越	0		前年度繰越	2		前年度繰越	56		
合計			34			40			87	161

本年度、国際養子縁組で関係した国は日本、フィリピン、タイ、アメリカ、ルーマニア、カナダ、オーストラリア、中国、モルドバ、スリランカ、エチオピア、ミャンマー、北朝鮮、台湾、インド、インドネシア、イラン、ジャマイカ、モロッコ、ニュージーランド、ウズベキスタン、フランス、イタリア、韓国、モンゴル、ネパール、セント・ヴィンセントである。

相談援助プロセス

英語、フランス語、タガログ語、タイ語などができるソーシャルワーカーが電話や面接による相談、必要書類及び関係国の養子縁組法の翻訳、家庭訪問、家庭調書・児童調書の作成、大使館、児童相談所等、関係する公的機関との折衝、委託後の経過観察のための家庭訪問調査、報告書の作成など多岐にわたる業務にあたった。丁寧な家庭調査や児童調査を行うのは、養子縁組が一步間違えると人身売買になってしまう恐れがあるからである。国際間で連携をしながら忍耐強く支援を行うため、国際養子縁組の支援は1ケースあたり数年を要するのが常である。今年度のべ数では期間内に受けた相談回数は7007回、取扱ケース数は1483件であった。

国際養子縁組に関する相談・依頼は養親希望者や実母などの個人のみならず児童相談所、家庭裁判所、海外の斡旋機関、市町村役場における相談センターなどの公的機関も多い。公的機関である児童相談所からの相談の中には国内で里親委託を試みたが、様々な事情で国内委託が難しく、国際養子縁組に最後の望みをかけて委託の相談を寄せるケースもある。また、今年度は3月に起こった東日本大震災の影響で養親希望者からの問い合わせが急増した。難民申請中の人からの相談も増え、それに伴い情報提供、生活支援も増えた。

広報活動

ISSJ のホームページで国際養子縁組支援事業が JKA 競輪の補助金を頂いて行っていることを明記しているほか、ISSJ が主催する年に二回のチャリティ映画会バザー（2011 年 6 月 29 日、10 月 19 日開催）でも、会場で国際養子縁組のパネルを展示し、またこの事業が JKA 競輪の補助金を頂いて行っていることを約 1300 人ほどの来場者に告知している。

映画会バザー会場における国際養子縁組支援事業のパネル展示



映画会バザー会場における競輪補助事業の掲示



2. 予想される事業実施効果

少子化といわれる日本に於いて、児童養護施設と乳児院、里親家庭で暮らす要保護児童は現在4万人を越えると言われている。厚生労働省は要保護児童の養護にあたり、施設養護より家庭養護を推進しようとしているが、日本では施設が9割で家庭などの里親は1割であり、里親委託はなかなか進まず、欧米諸国と比べて、施設養護に偏っているのが現状である。欧米などでは子どもの健全な成長のためには家庭養護が重要という研究報告が多くだされている。

登録里親数、委託里親数、委託児童数の推移（厚生労働省のHPより）

	昭和30年	40年	50年	60年	平成18年	19年	20年	21年	22年
登録里親数	16,200	18,230	10,230	8,659	7,882	7,934	7,808	7,180	7,669
委託里親数	8,283	6,090	3,225	2,627	2,453	2,582	2,727	2,837	2,971
委託児童数	9,111	6,909	3,851	3,322	3,424	3,633	3,870	3,836 (4,055)	3,876 (4,373)

（注）平成21年度委託児童数の（ ）はファミリーホームを含む。

年齢別委託児童数

（福祉行政報告例 平成22年度末現在）

0歳	1～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上	計
94	1,212	1,279	702	589	3,876

（厚生労働省のHP http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/02.html より抜粋）

最近、公的機関である児童相談所、児童養護施設からも「国際養子縁組を検討したい」との問い合わせが増加している。それは第一にISSJが国際養子縁組を行うにあたっての国際間の取り決めである「国際養子縁組に関するハーグ条約」に則って適切なプロセスを踏んで国際養子縁組を支援していること（現状の日本では国際養子縁組事業は国の認可制でないために、国際養子縁組の実態が把握できず、中には人身売買の危険性も指摘されている。国際養子縁組に関するハーグ条約では国際養子縁組は子どもの救済の最終手段として二国間の中央機関が責任を持って支援することになっている。日本はG8で唯一未批准である）。第二に日本人家庭への養子縁組は兄弟揃っての委託はほとんどないのに対して、外国人家庭への委託は兄弟で育つ重要性を認めて兄弟揃っての養子縁組委託できるケースが多いこと。第三に心身に障害を持つ子どもの養子縁組は国内では非常に難しいが、国際養子縁組ではそのような子どもにも家庭養護の可能性があることなどの理由による。養子縁組は日本でも古くから「家」のため、「社会」のための養子縁組が行われてきたが近

年、子どものための養子縁組を重視する傾向あり、日本でも厚生労働省が施設養護から家庭養護へと方向転換を図っていることで、日本国際社会事業団が行っている国際養子縁組支援事業の効果は大きいと考える。

また、当事業団では、国際養子縁組法、家族法、児童福祉法等各国の法律の研究も行っており、また、実践に関しての勉強会も行っている。研究や実践に基づいた援助方法、資料・情報は保護者のいない子どもの保護をする家庭裁判所や児童福祉機関に大きく貢献することができると思う。

国際養子縁組の写真：2011年クリスマスに送られてきた家族写真



3. 本事業により作成した印刷物等 無し

4. 事業内容についての問い合わせ先

団体名： 社会福祉法人 日本国際社会事業団

住所： 153-0051 東京都目黒区上目黒 3-6-18 西村ビル 601

代表者： 理事長 岩井 敏（イワイ トシ）

担当部署： 事務局（ジムキョク）

担当者名： 常務理事 大森 邦子（オオモリ クニコ）

電話番号： 03-3760-3471

FAX : 03-3760-3474

E-mail : issj@issj.org URL : www.issj.org